

令和7年

第4回市議会定例会 意見書案第2号

高額療養費見直しの丁寧な検討等を求める意見書

上記の意見書案を函館市議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和7年12月8日提出

函館市議会議長 金澤浩幸様

提出者	函館市議会議員	板倉一幸
同	同	道畑克雄
同	同	斉藤佐知子
同	同	福島恭二
同	同	野沢友志
同	同	高橋千晶
同	同	見付宗弥

高額療養費見直しの丁寧な検討等を求める 意見書

高額療養費制度は、治療が長期にわたる患者の方々などにとって命綱であり、制度の拡充を目指すべきです。しかし、政府は高額療養費制度を見直し、2025年8月から3回に分けて、自己負担の上限額を引き上げようとしてきました。

これに対して、がんや難病等の治療を続ける当事者の皆さん及び支える方々が引き上げの凍結を求めてあきらめずに声を上げ続けたことにより、政府は引き上げを見送りました。

高額療養費の自己負担限度額の引き上げは、治療が長期にわたる患者やその家族に甚大な影響を及ぼします。そのため、政府の引き上げ方針に対して、がんや難病の患者など、制度を利用する当事者の方々から、生活が成り立たなくなる、治療の継続を断念しなければならなくなる、といった悲痛な声が数多く上がりました。

また、政府が行おうとした引き上げは、命に関わる問題であるにもかかわらず、当事者の意見を聴かず、短期間で拙速に決定されたものであり、プロセスも不適切でした。

高額療養費制度を見直す際には、患者団体等の審議会への参画のみならず、患者団体等の意見の反映という適正な手続きを経るべきです。

また、制度を利用している方々の生活実態を調査するとともに、長期にわたり高額療養費の支給を受けた者の療養に必要な費用負担が家計に与える影響、高額療養費の支給を受けた者の必要かつ適切な受診に与える影響を考慮する必要があります。政府は「今年12月中に方向性を示す」としていますが、これらの検討を十分に行うことはできません。

よって、政府並びに国会は、当事者の方々の命と暮らしを守るため、高額療養費制度の見直しについては丁寧に時間をかけて再検討すること、高額療養費の自己負担限度額の引き上げは行わず、制度の持続可能性を確保しつつ、命と暮らしを守るための財政支援を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和7年12月 日

函館市議会議長 金澤浩幸